

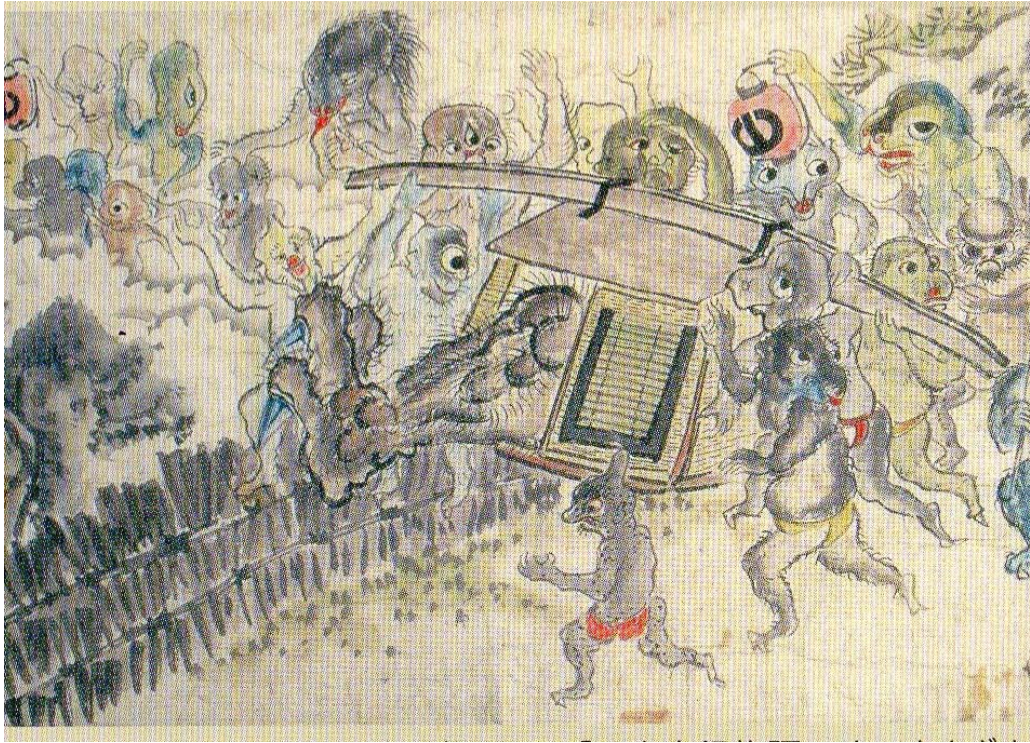
備陽史探訪の会主催4月バス例会

春爛漫備北紀行

霧の城下町三次と未探訪の古墳

講師 田口義之会長

平成26年4月20日実施



稲生物怪録

備陽史探訪の会

稲生物怪録

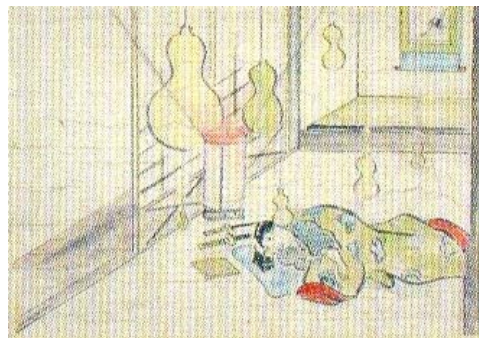
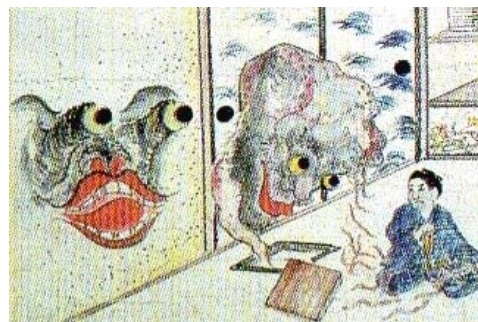
江戸時代中頃の三次を舞台にし、全国的に知られた妖怪物語で、稲生平太郎（のちの武太夫）が寛延2年（1749）の夏、30日間にわたって次々と現れる妖怪に立ち向かい、ついに退散させるという話です。

三次町の比熊山のふもとに住んでいた15歳の平太郎は、相撲取りの三井権八とどちらが

強いか肝試しをすることになり、古城跡で墓や井戸があり人々から恐れられていた比熊山に登って大木の根に印をつけてくることになりました。平太郎は土砂降りの夜に一人で山頂まで登り、平然と降りてきたのです。二人はもっと大胆なことをやろうと、妖怪を呼び出すという「百物語」を古墓の前でやりましたが、この夜は何事も起こりませんでした。

ところが、しばらくたった7月1日の夜、突然家鳴がして、屋敷に一つ目の大男が現れて平太郎を襲いました。それから毎晩、血のしたたる女の生首が連中を飛んだり、巨大な老婆が寝ている平太郎の顔をなめるなど、さまざまな妖怪が出て脅かしました。このことは町中の評判になりましたが、平太郎は少しもひるまず、妖怪の正体を見破るまでは降参できないと頑張りました。すると7月30日、ついに妖怪の魔王が姿を現し、平太郎の勇気をたたえ、多くの妖怪を引き連れて飛び去って行ったのでした。

稲生武太夫（1734－1803）は実在した武士で、本人がその一部始終を書いたという「三次実録物語」のほか、絵巻物・古文書・掛け軸など数多くの妖怪に関する資料が残っています。



春爛漫備北紀行

霧の城下町三次と未探訪の古墳

スケジュール

8:00	福山駅北口発 ↓ (尾道松江道など)
10:00	三次着 (この間徒歩) 照林坊・頼杏平役宅・社倉など三次城下町探訪
12:00	尾関山公園 (昼食・探訪)
13:00	同上発 ↓
13:20	若宮古墳・若宮八幡宮・花園遺跡
14:00	同上発 ↓
14:30	酒屋高塚古墳
15:00	同上発 ↓
15:10	下本谷遺跡
15:30	同上発 ↓
17:30	福山駅北口着解散

注意事項

- 1、団体行動です。指示に従って行動ください。
- 2、ごみは各自で持ち帰ってください。
- 3、気分が悪くなった方は、早めに事務局に申し出てください。

三次市の歴史

中国山脈南麓に形成された広島県北部の三次盆地に立地。標高一五五メートル前後の市街地を中心に、南は二〇〇メートル前後の丘陵に、北は三五〇メートル前後の山に囲まれ、樹枝状によく開析された地形。南西方の山県郡から流れ出る可愛川、北東方の比婆郡から流れ出る

西城川、北方からの神之瀬川、東南方の世羅郡から流れ出る馬洗川の各河川が三次市の中心部で巴をなして合流し、江の川となって北流し島根県江津市で日本海に流出する。三次市は瀬戸内海に接する広島市と福山市のいずれからもおよそ六〇キロ隔たった内陸に位置しており、

県北の中心都市としての役割を果たす。また幾つかの鉄道・国道が三次を結節点に山陽と山陰を結んでおり、その交通上の機能も高い。

三次市は近世以前の三次郡の一部を中心に三谷郡と高田郡の一部を加えて成立している都市（現在は旧双三郡吉舎・三良坂・三和町・作木・君田・布野村を合併）で、三次は「出雲国風土記」飯石郡（現島根県）の項に「三次の郡なる三坂に通るは、八十里なり。」とみえる。また平城宮出土木簡に「備後国三次郡下三次里人」と書かれたものがある。「和名抄」刊本は三次に「美与之」の訓をつけるが、「延喜式」神名帳の武田本などには「ミスキ」の訓もある。三次を「みよし」と読むことについて「芸藩通志」は「当郡の郷名、上次・播次・下次とあり、此三次を以て郡名とせら

れしなるべし、但、次をよしと訓ずる義、いまだ詳ならず」としている。中世の諸文献には三吉の字をあてるものが多いが、三好・三善もみられる。近世三次藩初代藩主浅野長治が寛文四年（一六六四）五月二二日「従家綱公御領知之御判物御頂戴、此節三吉を三次に御改有之」（鳳源君御伝記「三次分家済美録」所収）、以後は三次とされ、現在に至る。

〔原始・古代〕

三次市は広島県で最も埋蔵文化財分布の濃厚な所とされる。二万〜二万三千年前と推定される地層から石刃・剥片の出土した西酒屋町の下本谷遺跡や、縄文早期の押型土器を伴う竪穴住居跡の発見された松ヶ迫遺跡群もあるが、遺跡が急激に増えるのは弥生時代中期以降で、その多くは沖積平地に舌状に突出する低い丘陵地帯に分布している。弥生時代の主な遺跡は、同時代前期から古墳時代前期にかけての共同墓地とみられる方形台状墓二基と、溝による区画を有する墓域五力所に三五〇基近くの墓が発見された十日市町の花園遺跡（国指定史跡）。同じく弥生時代中期の土器を検出し、土抗三基をもつ四隅突出の様相を示す方形墓が発見された南畑敷町の宗祐池西遺跡、弥生土器片とともに木炭片や鉄棒片が検出され、弥生時代の鍛冶関係の作業場跡とされている十日市町の高平二号住居跡、多彩な土器が出土した弥生時代中・後期の住居群大田幸町の塩町高校遺跡などがある。

近年の研究によれば、市内に七四基の前方後円墳を含む

二六五三基の古墳の所在が確認されている。その分布上の特徴は市の南東部にあたる馬洗川とその支流の丘陵地帯



酒屋高塚出土の画文帯神獸鏡

に多いことである。また古墳のほとんどが高さ一〜二メートル、直径五〜一五メートルの小円墳で、しかも群集墳を

形成していることである。その主なものに、四十貫古墳群一四〇基、浄楽寺古墳群一二〇基、七ツ塚古墳群五四基などがある。なお隣接する浄楽寺・七ツ塚両古墳群は国指定史跡で、県立「みよし風土記の丘」として整備されている。酒屋町の高塚古墳は、熊本県・宮崎県・岡山県・大阪府などから出土した鏡と同範の中国製画文帯神獸鏡が出土。弥生時代終末期から古墳時代初頭の時期の東酒屋町矢谷古墳（国指定史跡）は出雲系文化の影響をうけた四隅突出型の前方後方形墓で、吉備系文化の影響の強い大型の特殊器台が併出して、三次のもつ地理的特徴をよく示している。古代三谷郡の郡衙所在地と推定されている志幸町幸利の近く、馬洗川を挟んだ北岸の山あいの向江田町寺町に、奈良時代前期から平安時代初期にかけての古代寺院跡がある。法起寺式伽藍配置で塔・金堂・講堂とも埴積化粧した基壇を有し地方寺院としては注目される。また下本谷遺跡から三次郡の郡衙跡とみられる遺構の一部が検出されている。中国山地は古代より砂鉄を原料とする踏鞴製鉄の行われていた地域で、備後国北部諸郡は山間に僻居して鉄を採取しているが、養蚕に不便なためかねて国司より調系に換えて鉄を納めることを願っていたが、延暦二四年（八〇五）三次郡を含む備後北部八郡が勅許されている（「日本後紀」同年二月七日条）。貞観七年（八六五）にも右八郡は「土宜採鉄」（「三代実録」同年八月一七日条）とある。「延喜式」神名帳に記す「知波夜比古神社」は、高杉町の同名社に定されているが、同名社は別に双三郡三良坂町（旧三谷郡）

にもある。なお、「和名抄」に記す郷名のうち現市域に含まれる郷として、三次郡では「上次」「播次」「下次」があり、三谷郡では「三谷」「江田」がある。

〔中世〕

中世の三次地方を支配したのは、関東御家人として入部した三吉氏・和智氏と、和智氏の分流江田氏である。

三吉氏は鼓氏系図によると、近江源氏佐々木氏の流れをくみ、佐々木定綱・盛綱・高綱などの末弟秀綱の子孫といひ、建久三年（一一九二）八月備後国三吉に地頭職を得て比恵美（比叡尾）山城に任じ、在地名をとって三吉氏を称したという。秀綱の子秀方は承久の乱で戦死、その子高元は三吉を立退き伊予国能島（現愛媛県越智郡）へ行くとあり、この三吉氏と中世を通じて三次を支配した三吉氏との関係は不明である。ちなみに正応三年（一二九〇）の奥書を有する佐々木系図（続群書類従）には佐々木定綱の兄弟に秀綱の名はみえない。また「芸藩通志」は里伝として藤原行成の四男兼範を三吉氏の祖としているが、「行成卿の子に兼範といへるは見えず」としている。三吉氏は現三次市の西半分と現双三郡の作木村・君田村・布野村一帯を支配した。三吉氏の本拠比叡尾山城の麓には五日市・今市などの小字地名が残るところからその繁栄がうかがわれる。

和智氏は武蔵国広沢郷（現埼玉県）に住し広沢を名乗っていたが、建久三年広沢実方とき三谷郡十二郷を与えられ、さらに実方とき三谷郡西方を領し（「閥閥録」所収和



智次郎兵衛家由緒書上)、支配権を拡大して国広山に拠り、実村の子のとき三谷郡西方の所領を分割し、実綱が江田庄を、実成が和知庄を支配し、それぞれ江田・和智(知)を称した。江田庄は三次市の南東部おおむね美波羅川流域にあたり、和知庄は三次市の東北部から現三良坂町北部にあたる。嘉元元年(一三〇三)「とはずがたり」の著者後深草院二条は、たまたま和知の里を訪ねここで越年し、鎌倉に住む惣領家の支配に服して生活する和智・江田両氏の暮しぶりを記している。和智氏は南北朝実成の子資実のとき、足利尊氏への度々の忠節により惣領跡の備後三谷西条を安堵され(「閩閩録」所収和智次郎兵衛家文書)、現双三郡吉舎町の地に本拠を移した。「太平記」巻一七(山攻事付日吉神託事)は比叡山攻めに尊氏に従って活躍した江田氏を描いている。三吉氏も南北朝に、三次の北に隣接する地毘庄地頭山内通忠が九州出陣の隙をねらって同庄へ乱入し、幕府は今川了俊にその停止を命じている(山内首藤家文書)。

一六世紀、三次地方を含む備後北部は、安芸の毛利氏と出雲の尼子氏との覇権争奪の場となった。三吉氏は比較的早く毛利方について存続するが、江田氏は大内義隆が陶晴賢に滅ばされたのを機に尼子方につき、天文二二年(一五五三)毛利氏に滅ばされた。毛利元就の懇望を退け、陶晴賢は江田氏跡所領を江良房榮に与えた。これについて「森脇覚書」は「此故後、陶殿と元就様御引分之元に成と承り及び候」と述べている。和智氏も永禄十二年(一五六九)厳島神社で和智誠春が毛利氏によって誅せられた。

中世の三次の中心となっていたのは比叡尾山城の麓現島敷町の台地であったが、一六世紀の後半そこにあった五日市が、西へ移動して西条川右岸の現三次町の地へ移った。これと前後して三吉氏も本拠を比熊山城へ移した。新しい五日市町の成立とほぼ時期を同じくして、馬洗川左岸の自然堤防上に十日市町が、それよりややおくれて一七世紀前半に内町が成立し、三次三力町あるいは三次町と総称されるようになった。

〔近世〕

慶長五年(一六〇〇)関ヶ原の戦いのち芸備両国は福島正則に与えられ、比熊山城主三吉広高は剃髪し三次を去った。福島正則は家臣尾関正勝を三次へ配した。元和五年(一六一九)福島氏改易、浅野長晟の支配となり、寛永九年(一六三二)長晟の没後広島本藩は浅野光晟が継いだ。三次・恵蘇両郡を中心とする五万石は光晟の庶兄長治が継ぎ、支藩三次藩が成立した。「玄徳公御年若二被成御座、鳳源君二八御年長之御儀にも候間、無底意被仰合、御用二可被為立」(鳳源君御伝記)という幕府の意向によるものであった。

三次藩は、三次・恵蘇両郡のほか、瀬戸内海に面した佐西郡草津村(現広島市西区)・豊田郡忠海村(現竹原市)・御調郡吉和村(現尾道市)などをも飛領とし、鉄山高三七五石余を含み惣高五万石であった。北は山、東・西・南の三方を川で囲まれた現三次町の中心に館を構えた長治は、草津村の牡蠣、三次の川漁業・麻など積極的な殖産改策を展

開した。三次藩は二代長照以後代々の藩主が夭折し、享保五年（一七二〇）五代八八年間で広島本藩に合併された。三次の町も城下町から単なる宿場町・在郷町となった。

〔一揆〕

近世を通じて奥備後は農民闘争の頻発した地域であった。享保三年三次藩では恵蘇郡から起こった百姓一揆が全藩一揆へと発展している。三次藩は元禄一二年（一六九九）「御領困窮、殿様大借銀御難儀二付テ、松浪勘十郎ト云者ヲ仕置者ニ京都ヨリ御雇」（久光家旧記）藩財政

の立直しを図ったが、鉄・紙の専売制を行って収奪を強めようとする彼の政策は農民の反発を招いた。正徳三年（一七一三）一月には前年の鉄産業の藩営移行に関連して恵蘇郡二カ村の小百姓が三次城下へ押しかけるといふ事件があり、続いて享保三年一月末から二月初めにかけて、領内の高持百姓は残らずといわれた五千余人の農民が武装して三次城下へ押しかけ、松浪支配以前の政治への復讐などを要求して三次の出入口である寺戸・中所・宮ノ峡の三カ所に小屋掛けをして包囲体制をとった。農民たちは五日市町の御用商人絹屋保兵衛宅をはじめ領内の郷元締役人の家を襲ったが、その有様は

門長屋ハ引たをし、本家ハ敷居鴨居戸板障子迄切くだき、置ハ取出し切破し、家之柱ハ半分過宛切、当分二つづぶれ不申様二少二而も風吹
申候ハゞたをれ申程二仕、家財衣類など目之前二在之分

悉損し、時之声をあげ引取

というもので（三次御領百姓騒動始終聞書「三分家濟美録」所収）、また農民たちは郡代吉田孫兵衛の罷免を要求して次のように述べている。「吉田孫兵衛様申請、望之通田地相渡作仕せ、去年之通り之納所孫兵衛殿よりえ上納相濟候ハバ、百姓頸こくもんニ上リ可申候、若不納所こおめてハ孫兵衛殿こくもんニ上ケ申」（同聞書）。三次藩はこの全藩一揆の二年後広島本藩に合併された。

頼山陽の叔父で彼自身学者として知られる頼杏坪は、文化一〇年（一八一三）三次・恵蘇両郡代官に起用され、鉄山不正の摘発、敬老会の開催など行い、文政一年（一八二八）には郡廻本役兼三次町奉行に任ぜられ、三次五日市町の役宅に赴任した。これは「両郡の民ハやゝもすれは徒党強訴、甚しきは一揆を起せしことも多かりければ、官にもやむことを得られず足軽を出ししつめられしこともあり、天明末年の一揆よりことし文化壬申まで二十七・八年になりける、かほと久しく静なることはなき、近年の内には必起るへしなと人もいひあへりける」（頼杏坪「老の絮言」）という情勢が背後にあったからであろう。

〔近現代〕

明治四年（一八七一）夏、旧藩主の上京阻止を叫んで起こった全県規模の農民騒動、武一騒動の波は三次へも押寄せ、現三次市城内でも二〇余人の村町役人宅が襲撃され、糸井村の農民一名が騒動の首謀者として処刑された。

明治一九年五日市・内町を含む上里村が三次町となった。同二年町村制施行に伴い現三次市域には三次町に加えて新たに八次村・河内村・川地村・酒河村・原村(旧三次郡)、神杉村・田幸村・和田村・川西村(旧三谷郡)が成立した。同三年三次郡と三谷郡が合併して双三郡となり、郡役所は三次町に置かれた。大正六年(一九一七)原村が十日市町となり、昭和二年(一九三七)八次村を合併した。

近代に入り三次のもつ交通機能はいっそう高まった。明治になって江の川の津留めの廃止に伴い三次と江津間が川船で結ばれ、さらに江津を中継して北九州経済圏とも結ばれた。大正七年夏広島県で最初の米騒動が三次で起こった背景には、その三年前の大正四年芸備鉄道が広島と三次に開通し、三次が県北の物資集散地として農林産物の広島への積出基地になっていたため、米相場の急上昇に敏感であったことがある。

昭和二年三月、双三郡の中心部を占めていた三次町・十日市町・酒河村・河内村・和田村・田幸村・神杉村と、旧高田郡の粟屋村(昭和二年双三郡に編入)の八力町村が合併して三次市が成立。同年一月皆瀬町と向江田町の一部とを双三郡三良坂町へ分離。昭和三年には、川地村(昭和二年高田郡甲立町の秋町地区を編入)を、同三年には川西村を編入した。なお同年有原町の一部を双三郡三和町に分離した。(平凡社刊『広島県の地名』より)

※二〇〇四年四月一日、三次市(初代)、双三郡君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町、甲奴郡甲奴

町の一市四町三村の合計八市町村が新設合併し、新しい三次市となる。双三郡は消滅。

※二〇一〇年の国勢調査の際の人口は、五六六一三人。

三次町

近世、五日市町・内町・十日市町の三つの町人街を総称して三次町または三次三力町といった。比高一七〇メートルの比熊山の南麓に、東・西・南の三方を川に囲まれ舌状に張出す現三次町の沖積平地と、馬洗川を隔てた南

の現十日市町の沖積平地に立地。この地は中世三吉村(郷)あるいは三吉原村、あるいは単に原村とよばれており、文明三年(一四七一)閏八月一九日付の足利義政御内書(毛利家文書)に「備後国三吉口陣事、引退云々」とある。また大永七年(一五二七)一月二八日付の陶晴賢宛の仁保興奉合戦注文(三浦家文書)にも「昨廿七、備州三吉郡三吉郷発向合戦之時」とみえる。

中世末期、三吉(原)村が二村に分れ、南の現十日市町の地は原村に、北の現三次町の地は上里村となり、さらに天正年間(一五七三〜九二)領主三吉氏が本拠を畠敷の比叡尾山城から上里村寺戸へ移した時期と前後して、上里村の中に五日市町が、原村の中に十日市町が成立し、両町よりややおかれて一七世紀前半に上里村の中に内町が成立した。

寛永九年(一六三二)三次藩の成立に伴い、三次町はその城下町となった。享保年間(一七一六〜三六)の三次町



「三次町国郡志」所収「三次町絵図」

古図（三上家文書）によると、現三次町の中心に藩主の居館があり、それを囲むように武家屋敷がある。五日市町は武家屋敷の東側に、幾つかの丁字形曲折をもちながら西城川に沿ってほぼ南北に続く町並で、北は太歳神社から南は馬洗川の岩神渡までおよそ八丁。南北両端には番所が設けられていた。内町は居館の南、武家屋敷の中を東西に延びる町で、西は江川に接する運上場から東西三丁・南北一丁の短い町。十日市町は馬洗川の南岸自然堤防上に位置するおよそ八丁の町であった。

「国都志下調書出帳」に載る「享保三戌年下調へ旧記之事」によると、五日市町は七五三軒・二千四一九人、内町は八九軒・七七八人、十日市町は三一二軒・一千五三人で三力町計一千一五四軒・四千二四九人。同書出帳によると文政三年（一八二〇）の三力町計は八七三軒・四千二四一人で、近世を通じて大きな変化はない。また前記「享保三戌年下調へ旧記之事」は「三ヶ町之事」として次のような職人などをあげている。

紙屋（軒数なし）、質屋二六軒、油屋六人、薬師屋三人、紺屋二二軒、鍛冶屋一四軒、大工五七人うち三人船大工、桶屋一四人、木挽六人、檜皮屋四人、鑄掛一人、白銀細工八人、畳屋五人、筆屋二人、磨屋六人、染工屋三人、栖巻や一人、ハリモノ師三人、仕立屋八人、傘師三人、小間物屋一九軒、米屋五九人、煙草屋四一人、酒屋三七軒。

元禄七年（一六九四）京都寺町二条上ル（現京都市中京区）の井筒屋庄兵衛から「俳譜衛足」が出版されているが、

それに載る五〇〇余句のうちの多くは五日市町年寄堺屋善右衛門（柳洞子）をはじめ、三次の町人層の作とみられる。この句集には広島・尾道さらに伊丹（現大阪府伊丹市）などの俳人名もみられ、三次町人の文化的成長がうかがえる。

三方を川で囲まれ、低い沖積平地に立地する三次町は、しばしば洪水の被害に苦しんだ。延宝二年（一六七四）五月二八日の洪水で西城川の土手が切れ、「居屋鋪近辺之在々」だけで田畑の川成が五千四〇〇石余、流失ならびに崩壊家屋三八〇軒余、「近所之村々当分及飢申者」が二千八七〇余人（鳳源君御伝記「三次分家済美録」所収）という状況であった。さらに六月一四日・二六日再度の洪水に見舞われ、「御損亡御普請被仰付候御手立も無之、百姓共当分より飢候得共御救可被成様も無之」有様で、「右之通毎度大水出申候間、当秋来年も又洪水之儀難斗二御座候、幸川向二地高之処御座候間、是へ住所ヲ替家中之者共も引越洪水之難除申候様二仕度奉存候」（同書）と幕閣へ訴えており、川向うの現三次町寺戸への町ぐるみの移転すら考慮されたことがうかがえる。この年の一二月から浮浪人対策を兼ねて「三次町裏土手上ケ」工事が行われ、「町方々々飢人并乞食など土持来候者共江分々相応錢被下」、翌年一月二日には「両町（原三次）飢人并乞食共江岩神河原二而粥被下人数式千五六百人余有之、二月六日両町并在々飢人共江御米百八拾俵被下、三月九日落岩土手之内二小屋掛り乞食共江朝夕粥被下」（同書）ている。

享保五年、三次藩が広島本藩へ合併され、宝暦八年（一

七五八)には家臣団も広島城下へ引揚げるに及び「三次ハ寂寥といとさひしく、御館も荒はて、屋敷跡ハミな麻黍の畠となり」(頼杏坪「老の絮言」)、三次町は城下町から単なる宿場町・在郷町となった。

宝暦八年より三次郡は一円代官引請となっていたが、文化一〇年(一八一三)再び三次町には奉行が置かれ、郡と町とが別支配となった。その頃の三次町には大年寄・町年寄・組頭・大肝煎・肝煎・目代の役職が置かれ、また、町方役人とは別に川船方年寄・同組頭・同肝煎の川船方役人が置かれていた。五日市町には公用に供する御客屋があったが、御客屋守は年寄格の役職となっていた。

三次は山陰と山陽を結ぶ交通の要地であり、城下広島からほぼ現在の国道五四号沿いに山陰に通ずる雲石路、尾道からほぼ現在の国道一八四号沿いに三次に達する石見路(赤名越)、三次からはほぼ真つすぐ北に延びる雲伯路、北東の庄原(現庄原市)・東城(現庄原市東城町)を経て備中へ延びる備中新見路があった。三次宿には伝馬三〇匹が置かれ、西北三里で布野宿(現双三郡布野村)と、西南六里で高田郡吉田宿(現吉田町)と、東南五里で三谷郡吉舎宿(現三次市吉舎町)と、東北四里で三上郡庄原宿(現庄原市)と、北は五里で恵蘇郡宮内宿(現庄原市口和町)と結んでいた。また芸備両国から諸河川が集まり、ここで合流して日本海に注ぐ三次は、内陸河川交通でもかなめの地を占めていた。

三次町の「国郡志下調書出帳」は一九世紀初めの三次の

商業に関して次のように述べている。

商荷物ハ石州筋ヨリ楮荷物并ニ扱苧当所へ向ケ操出シ申候、楮ハ多ク三谷郡之内村々へ向ケ売申候、扱苧ハ専ラ尾道へ向ケ出申候、(中略)雲州辺商人木綿荷類沢山二広島筋へ操出シ染地類ニ相成申候、其外諸商人肴荷物多ク運送仕候、(中略)広島海田辺商人奥筋へ入込ミ并ニ雲石因伯辺モ古手古間物類繰出シ、其外当所商人共麻多葉粉尾道辺へ繰出シ候儀夥シク、馬方共年中運送得交易申候

照林坊

(三次市三次町)

住吉神社の西、三次町の市街地にあり、浄土真宗本願寺派。明鏡山と号し、本尊は阿弥陀如来。広島県で浄土真宗寺院として建立された最も古い寺院は、鎌倉初期明光が沼隈郡山南(現福山市沼隈町)に建立した光照寺であるが、照林坊も同寺の「明鏡山照林坊由緒」によると同じ明光を開基とし、初め山南の光照寺の近くにあったという。同由緒は明光を藤原頼康四男、母は源義朝の嫡女で源頼朝の甥であり親鸞の直弟子とする。なお光照寺縁起(光照寺蔵)は照林坊の開基を明光の従者新屋(尊智)としている。

入信者を一流相承系図に書加えて視覚的な安心を与えるという明光派の浄土真宗を、備後北部からさらに山陰地方に広めるうえで、先駆的な役割を果たしたのは照林坊七世祐了である。前記由緒によると、彼は備後・安芸・石見の諸



照林坊本堂（国登録文化財）

国を遍歴したのち、永正四年（一五〇七）安芸国高田郡原田（現安芸高田市）へ照林坊を移し、さらに同一四年には同郡船木（現同市）へ移した。この頃の照林坊について「芸藩通志」に「毛利隆元、佐々部三百五十貫を施す」とあり

毛利氏との結びつきをうかがわせる。近世の照林坊の末寺二三一カ寺のうち、一〇〇余カ寺は祐了の時代の所属という（前記由緒）。照林坊の本尊画像裏面墨書銘に「大谷本願寺釈実如（花押） 永正十三年丙子八月十日 光照寺門徒安芸国高田郡原田 願主祐了」とあり、一六世紀の初め頃すでに本願寺派に属したことが知られる。また天文四年（一五三五）には、これまでの法義弘通の功により証如上人宗祖聖人の御影像を供奉して下向安置を許されており（前記由緒）、本願寺証如の「天文日記」天文六年七月一五日条に「上野一筆照林坊下二事付候」とある。

慶長七年（一六〇二）照林坊は船木より三次五日市町の現在地へ移った。近世の照林坊について三次町の「国郡志下調書出帳」は「芸州備后備中長州雲州石州真宗一派開闢之寺ニテ、本堂并門建方八石山本願寺ヨリ被差免全ク本山之形合ニ建組（中略）比熊山之城跡之礎石并二城門之唐折戸鳳源院様ヨリ被為下置侯（中略）当山末寺凡弐百七拾余ヶ寺」と述べている。元禄六年（一六九三）三次藩第三代藩主浅野長澄が初めて三次へ入部したとき、照林坊へ「被成御座、終日町方在方之者相撲御覧、御膳之節照林坊倅八代丸へも御盃被下」（天柱君御伝記「三次分家濟美録」所収）とある。現在の本堂は嘉永五年（一八五二）落成のもので、真宗寺院本堂では県下最大の建造物という。この本堂建築に関して、広島藩の御山方帖元より、三次郡御山目付に宛てた弘化三年（一八四六）の文書（三上家文書「三次郡川下組組合諸控帳」所収）に「三次照林坊普請入用材木、其

郡及近郡百姓とも村分腰林無願伐払同寺へ寄附いたし候
(中略) 無願伐払之義は御法度筋之処、大木夥敷伐払候趣
相聞候ハ、急度相しらべ」と報告を求めたものがあり、照
林坊の影響力の大きさを知ることができる。

慶応元年(一八六五) 第二次長州征伐のとき、石州口へ
進攻した幕府勢は三次を通過して北上したが、福山藩主阿部
正方は往路照林坊を宿舎とし、翌二年一二月の帰路にも「御
同勢五千人御通行成三次二而御越年二成、御本陣照林坊」
〔年代記〕武田家文書〕となつた。(以上「広島県の地名」
より)

頼杏平

頼杏坪は宝暦六年(一七五六) 七月、父又十郎、母仲子
の四男として竹原に生まれる。通称は万四郎。長兄が春水、
次男と五男が死亡し、次兄が春風。頼山陽は兄春水の子で、
杏坪は叔父に当たる。

杏坪は七歳のとき母に死別し、父と兄に育てられた。家
は商家で、父は学問好きであつた。二五歳のとき大坂に出
て儒学を学び、三〇歳で広島藩学問所の儒官に迎えられ、
天明五年(一七八五) 広島藩主の子齊賢の教育係となつた。
春水、春風、杏坪の頼三兄弟は、ともに文才に恵まれ、
儒者であり、多くの優れた漢詩を残すなどレベルの高い共
通点を持ち合わせると共に、個性を生かしてそれぞれの分
野で後世に名を残した。杏坪が二人の兄と異なるのは、地
方行政官として歩んだ足跡である。しかも、普通の人なら



頼杏平画像

隠居する五十代半ばを過ぎてから、郡代官や三次町奉行と
して藩政の一端に加わつた。

杏坪が三次・恵蘇郡の代官になつたのは文化十年(一八
一三) 十月で、五八歳のときであつた。その後、三上・奴
可郡を加えた備後北部四郡(現在の三次・庄原市)の代官
を歴任、備北各地の村々を歩いて農民の声を聞き、政治に
反映させようと努めた。飢饉に備えて柿を植えたり、神社
に老人を集めて敬老会を催したなどの話はよく知られてい
る。

文政十一年(一八二八)、杏坪は三次町奉行に任じられ、

四月、家族をあげて三次に転居して来た。このときすでに杏坪は七三歳で、三次に在住したのはわずか二年間であった。

文政一二年二月には京都から甥の頼山陽が運甕居を訪れ、漢詩を残している。

文政一三年（一八三〇）閏三月、杏坪は三次町奉行を辞して広島へ引き揚げた。天保五年（一八三四）七九歳で病没、比治山の安養院（現・多聞院）に葬られた。「芸備孝義伝」や「芸藩通志」などの編・著作がある。（案内パンフレットより）

頼杏坪役宅

（三次市三次町）

頼杏坪（らいきょうへい）は文化八年（一八一七）、五〇歳を過ぎたころから郡代官、郡廻（ぐんまわ）りとして備北四郡の民政に尽くし、専売制の強化がいかに農民の利益を奪うかに注目し、郡村犠牲のもとに城下町の富強をはかることの矛盾を鋭く指摘した。しかし建議は入れられず、杏坪は、代官を罷免されて文政十一年（一八二八）から三年間、三次町奉行（みよしまちぶぎょう）を勤めた。杏坪は、彼の罷免で郡中が動揺し再び郡廻りを兼務することになったほど、郡民に信望が厚かったという。陶侃（とうかん）の故事にちなんで運甕居（うんぺききよ）と名づけられた三次町奉行当時の役宅（平屋かやぶき）は今もその簡素な遺風をのびせている。

三次社会

（三次市三次町）

飢饉に備えて穀物を特別に貯えておくことは、中国や朝鮮にも例があり、わが国、古代にも行われた。貢租、課役の負担の過重な江戸時代には凶作のたびごとに飢饉が起り、18世紀頃から全国諸藩の中ではこの制度をはじめの例が見られた。

広島藩の社会は、海田市の儒者加藤缶楽（かとうふうらく）の教えをうけた安芸郡矢野村の神官香川正直（かがわまさなお）の指導によって矢野村・押込村で寛延二年（一七四九）おの指導による備荒貯麦をはじめたことに由来する。その効果の大きいことを認めた藩では、安永八年（一七七九）藩内全部の村々に社会法の実施を命じ、以後、明治初年まで存続した。三次（みよし）社会は頼杏坪（らいきょうへい）が三次町奉行在職中に設けたものである。

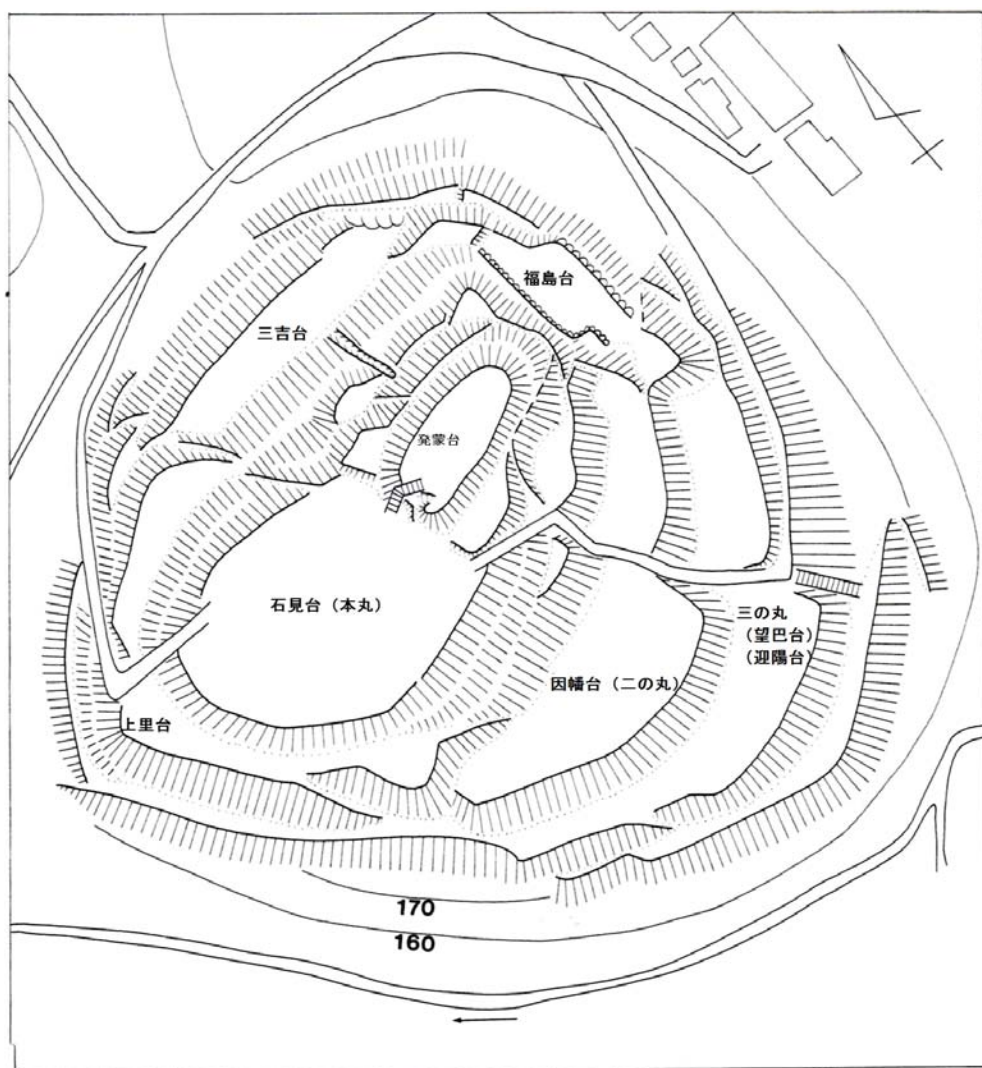
尾関山城跡

（三次市三次町）

尾関山城は、三吉氏の居城である比熊山城の南麓の独立丘陵に近い地形を利用して、本丸を中心に同心円形に郭を配置し、南側は眼下に江ノ川を水濠とした戦国時代の城である。

尾関山城の北側にそびえる比熊山城の大手道は、その虎口から葛折状に尾関山城に向かって延びる丘陵の東側に下っている。このことから尾関山城は、比熊山城の山城として、三吉氏の信頼が厚く、神主である上里越後守守光を置

尾関山城址略測図（広島県中世城館遺跡総合報告書より）



尾関山城は、積山城とっていた。慶長五年（一六〇〇）、関ヶ原の戦後に毛利氏が防長に移封されると、比熊山城主の三吉広高は浪人となった。翌年、福島正則が安芸・備後の両国を与えられて広島城に入ると、正則は、三次地方の守りとして、重臣尾関石見守正勝に二万石を与えて城主としたことから、この城を尾関山城と呼んだのである。

福島正則が、広島城の無断修築を理由に徳川幕府に改易されると、和歌山から浅野但馬守長晟が広島に入城した。長晟は、支藩として、三次に三次藩五万石を設け、長男の因幡守長治を置き、県北の守りとした。その後、三次藩は一度途絶えるが、のちに再び三万石の三次藩として置かれ、尾関山城の東方に館を構えた。また尾関山城の北側には下屋敷を設け、本丸跡には天文所として発蒙閣が建てられた。

尾関山城の本丸は、現在、石見台と呼ばれる六〇^{メートル}×七〇^{メートル}の規模の郭で、その北側には四^{メートル}高い櫓跡とみられる発蒙台と呼ばれていた一五^{メートル}×三八^{メートル}の郭がある。

発蒙台の北側の腰郭の下には、八〇^{メートル}×一二^{メートル}の規模の三吉台がある。また、北東

側には三八^坪×一五^坪の石積み福島台があり、三吉台との間には段差のある小郭群を設けて連絡している。南側は小郭の下に四〇^坪×一二^坪の郭があり、福島台に連絡している。

本丸（石見台）の北から西側にかけては幅八^間×二〇^坪の上里台があり、南側には上里台との間に小郭を設けているほか、七〇^坪×二五^坪規模の二の丸（因幡台）があり、その下に一二〇^坪×二〇^坪の三の丸（望巴台・迎陽台）があり、さらにその下に幅七^間の細長い郭がある。

尾関山城は現在、公園化されているため、一部は原状を失っているが、郭の大部分はよく旧状をとどめている。郭の一部は、のちに尾関氏によって修築されたようであるが、浅野氏の代になると廃城となった。なお、尾関石見守正勝の墓は、この城の東北方の西江寺にあり、浅野氏の墓所は鳳源寺境内にある。（新人物往来社刊『日本城郭大系』13より）

若宮八幡神社

（三次市十日市町花園）

JR三次駅の裏山、三次盆地の南縁から北へ張出す丘陵の突端に鎮座する。祭神応神天皇。通称「若宮さん」の名で知られ、境内は桜の名所ともなっている。旧村社。

「芸藩通志」によると、鎌倉時代初め三吉村地頭三吉兼範が山城国男山八幡宮（石清水八幡宮）を原村救山に勧請したのが初めて、三吉家一四代隆亮が弘治三年（一五五七）上里村寺戸へ移した。上里村の「国郡志下調書出帳」に

「奉祈造立八幡宮宝殿寺社 大檀那三吉式部少輔藤原隆亮 大願主三吉安房守藤原致高 社務泉三郎五郎藤原久正弘治三丁巳年菊月三日」の棟札を蔵すとある。また、境内に祀った粟屋大明神について書出帳は、隆亮の子広高が叔父の粟屋刑部少輔を遺恨によって比叡尾山城へおびきよせ謀殺したところ、城内に崇りがあつたのでその霊を祀つたものと記し、「御真体ハ仏像ニテ御剃髪鼠色法衣着御姿」とある。神社には天正一〇年（一五八二）三吉隆亮寄進の鉄灯籠を蔵する。

近世には上里村・三次町・原村・東河内村半分の氏神社となった。毎年九月の祭礼には、初め、五日市町太歳神社と十日市町の弁財天社を隔年に旅所として、九月九日神輿四体が渡御、同一五日還御となっていたが、宝暦七年（一七五七）からは旧鎮座地の原村救山への渡御が行われ、寛政七年（一七九五）からは九月一四日神輿は太歳神社で一泊し、翌一五日救山へ渡御して還御していた（三次町「国郡志下調書出帳」）。この渡御について上里村の「国郡志下調書出帳」は「一説に」として、古く道中で神輿が四基とも動かなくなった話を記し、弘治三年の遷座の折には、寺戸のある農家に神体が一年近くも逗留したという伝えを記す。この農家の当主は以後代々八幡神社の神体渡御の折に、神輿に神霊を移す役目の大長役を勤めるといふ。大正五年（一九一六）三次町から現在地へ移った。（広島県地名より）

若宮古墳

(三次市十日市町花園)

JR三次駅の東南丘陵上に若宮神社があり、境内の南端に古墳はいとなまれている。馬洗川、西城川、可愛川が合流して江の川となる合流点である北西方向への眺望が良好で、岩脇古墳を見通すことができる。

古墳は南北方向に長軸をもつ前方後円墳で、前方部先端の一部は削平されてはいるが、ほぼ原形を保っており、全長約三十九メートル。後円部は直径約二十二メートル、高さ三、五メートル。くびれ部幅は約十二メートル、後円部と前方部との比高は一、一、二を測る。未調査のため主体部については明らかでないが、前方部には箱式石棺の一部かと考えられる石材が少し露出しており、全体として、複数の埋葬施設が存在しているようである。

古墳の構築時期についても明らかではないが、この近隣の大型古墳である岩脇古墳や酒屋高塚古墳と何らかの関連があったことが推察される。ただ、岩脇が円墳、酒屋高塚が造り出し付円墳(帆立貝形)であるのに対し、若宮は前方後円墳であるところに、本古墳の性格を知る一端があるとともに、この地域の前半期古墳の動向を知る材料ともなるだろう。

なお、古墳の南側には四基の小円墳が付属していたが、土取りのため、消滅している。(『探訪広島古墳』より)

花園遺跡

(三次市十日市町岡竹)

三次盆地の南側に広がる低い丘陵地帯の舌状の丘陵上に位置する。昭和五十二年、三次市営火葬場新設予定地で発見された。調査の結果、中世墳墓一基・円墳一基(埋葬主体木棺一六世紀前半)・方形台状墓域二基・溝による区画を有する墓域五ヶ所・住居跡一基が検出され、墓域内には埋葬主体と土坑墓・木棺墓・箱式石棺墓・石蓋土抗墓など一八〇基以上が存在することが明らかとなった。

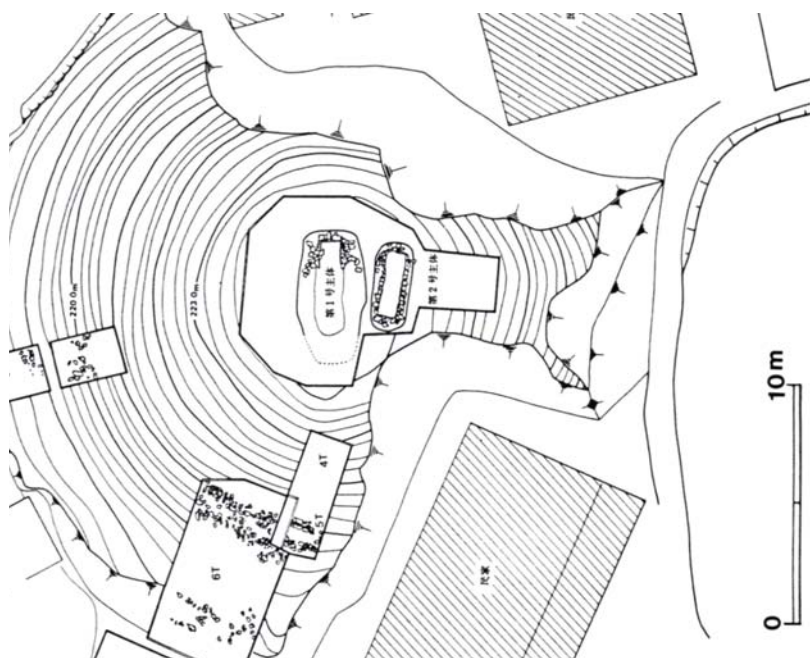
方形台状墓二基はほぼ長方形の墓域を区画しており、一号墓(長径三メートル・短径一八メートル、主体一五〇基以上)は周囲に石垣状の石列や溝をめぐらし、台状部には地山成形と盛土の部分がみとめられる。二号墓(長径一三メートル・短径八メートル、主体一〇基以上)は、三方向を切削加工して貼石状の石がめぐらしてある。また台状墓の北側斜面は丘陵尾根に直交もしくは平行する溝による墓域を設定して、墳墓群のまとまりを形成している。遺物はきわめて少ないが、供献されたと考えられる出土土器からみて弥生中期後半より営まれ始め、少なくとも古墳時代前期(四世紀後半)までは継続していたものと考えられる。(広島県史考古編より)

(文献) 向田裕始「三次市花園墳墓群の発掘調査」『広島史学研究大会・中国四国歴史学地理学協会大会プログラム』昭和五十二年

酒屋高塚古墳

(三次市西酒屋町字高塚)

西から東へ延びる丘陵先端部に位置する。南側には緩やかな谷あいの低平地がひろがっている。本来は全長四十六メートル、高さ約七メートルの円丘部の西側に幅七メートル、高さ二メートル、長さ十メートル前後の造出しをもった帆立貝形古墳であったとされるが、現在は墳丘の一部と造出し部が民家の建築や土取



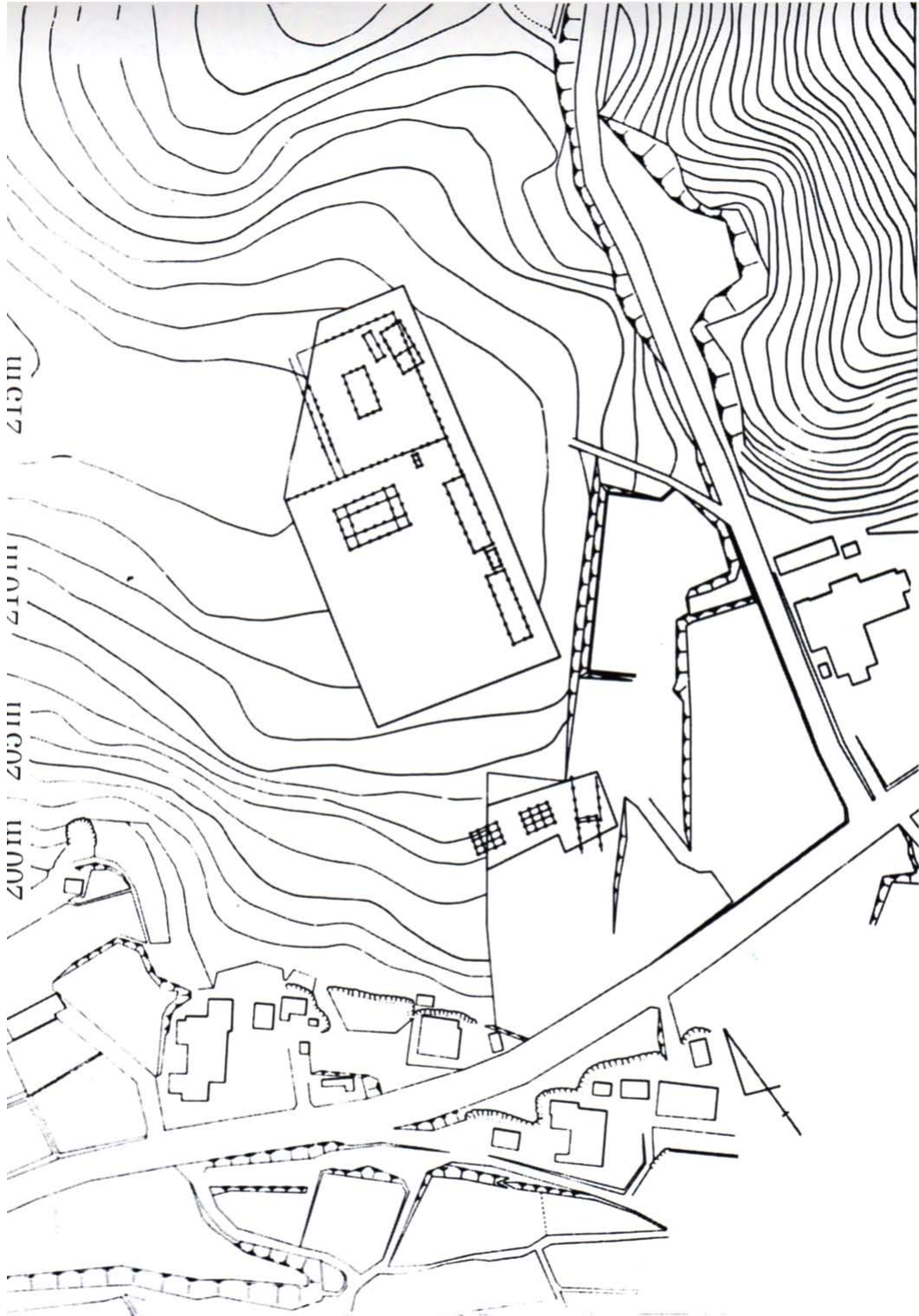
酒屋高塚測量図 (探訪広島 of 古墳より)

りのために削平されており円墳状を呈している。一九八二年(昭和五七)年の環境整備に伴う発掘により墳頂部に二基の埋葬施設が存在していたことが明らかになった。また、墳丘から葺石や埴輪なども発見された。墳丘頂部中央の竪穴式石室は一九四一(昭和一六)年に盗掘を受け、石室石材の一部しか残っていないが、二段に掘り込まれた墓域内に築かれていたらしい。石室内部から画文帯神獸鏡一面のほか鉄刀、鉄鉄、鉄釘などが出土している。画文帯神獸鏡は、熊本県江田船山古墳、三重県神前山古墳の出土鏡と同型鏡である。この中央石室の南に接するように一九八二年の調査で新たに一つの埋葬施設の竪穴式石室がみつかった。石室は長さ二・七五メートル、幅〇・八五メートル、高さ〇・五メートルの規模があり、石室内よりガラス小玉、滑石製小玉、碧玉製勾玉、鉄剣、鉄釘が出土した。石室の構造や出土遺物から五世紀後半から末ごろに築造された有力豪族の古墳と推定される。(『探訪広島 of 古墳』より)

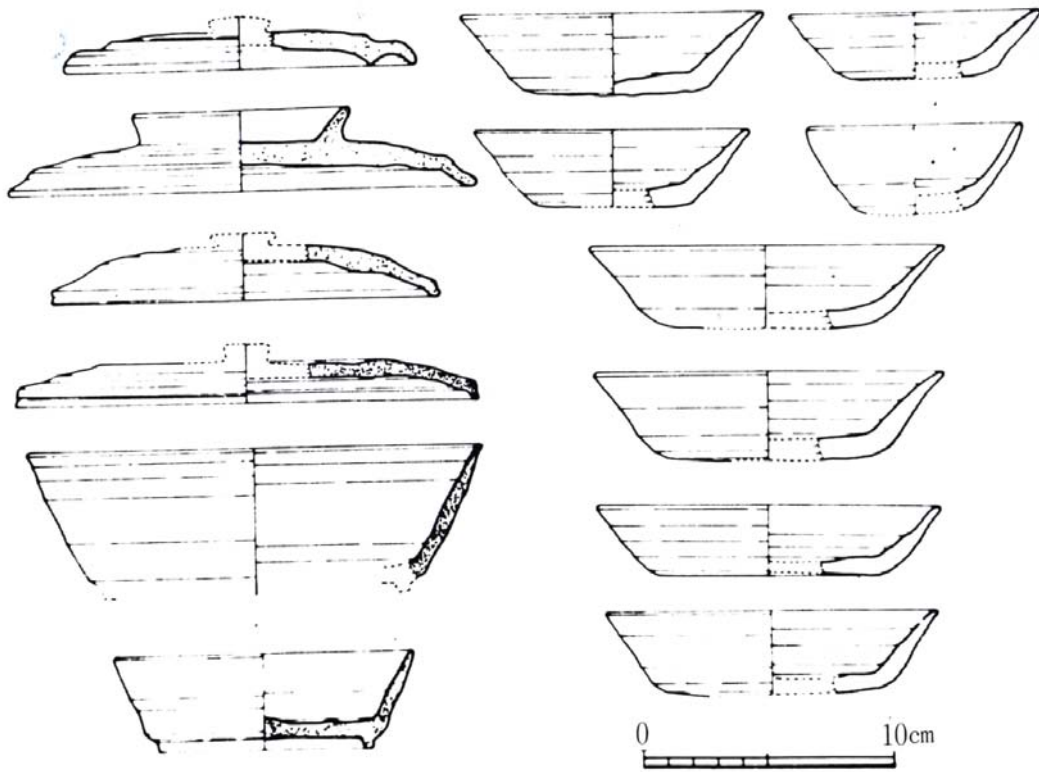
下本谷遺跡

(三次市西酒屋町)

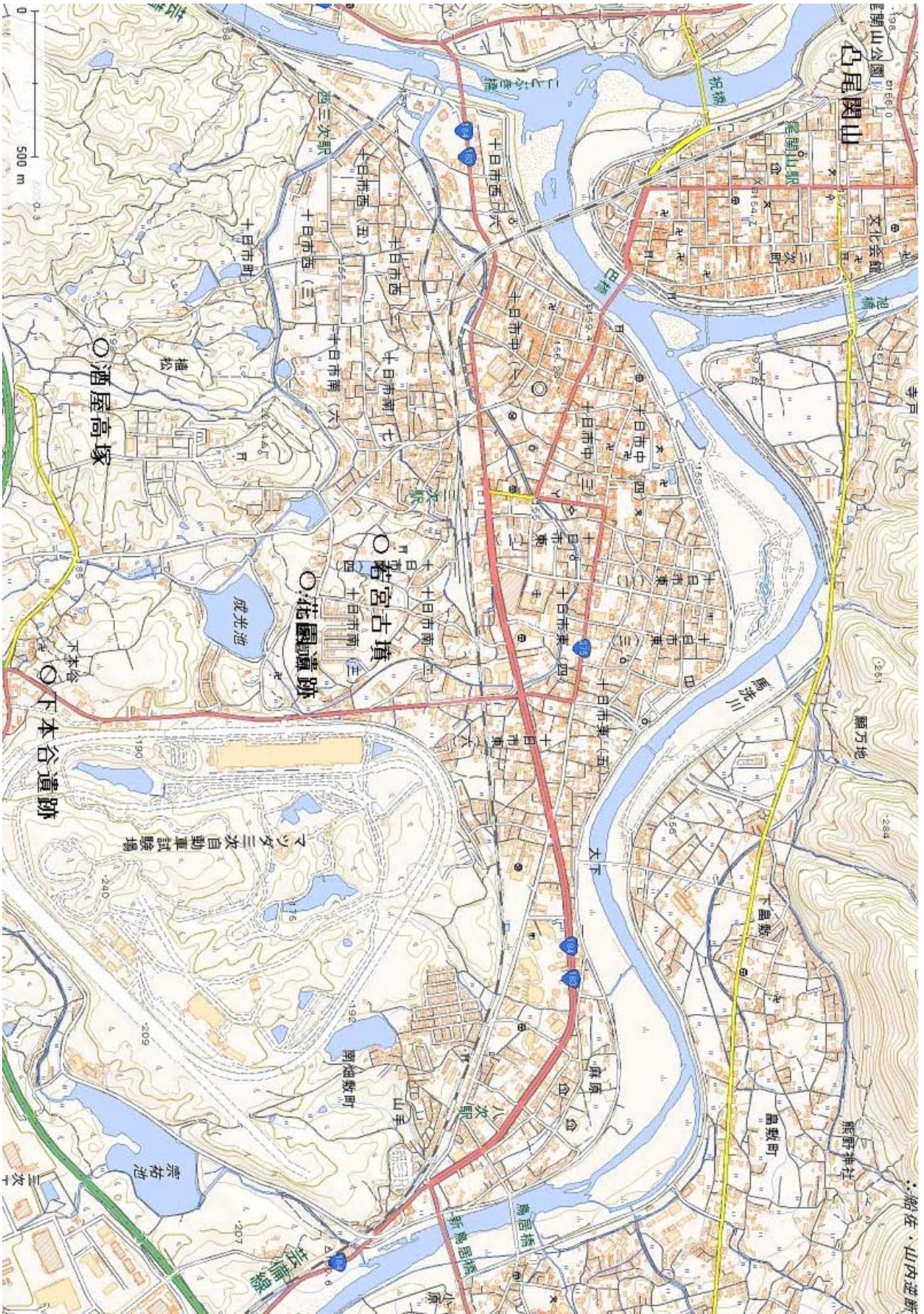
三次市街地の南側にひろがる起伏の緩やかな低丘陵の南端にある。県道三次・世羅西線道路特殊改良工事にもなう発掘調査によって、建物跡一二基(建替えを含めると二一基)、柵五基、その他土壇一六基が明らかになり、規模や配置・遺物から奈良時代後半から平安時代初頭にかけての三次郡衙跡と推定された。



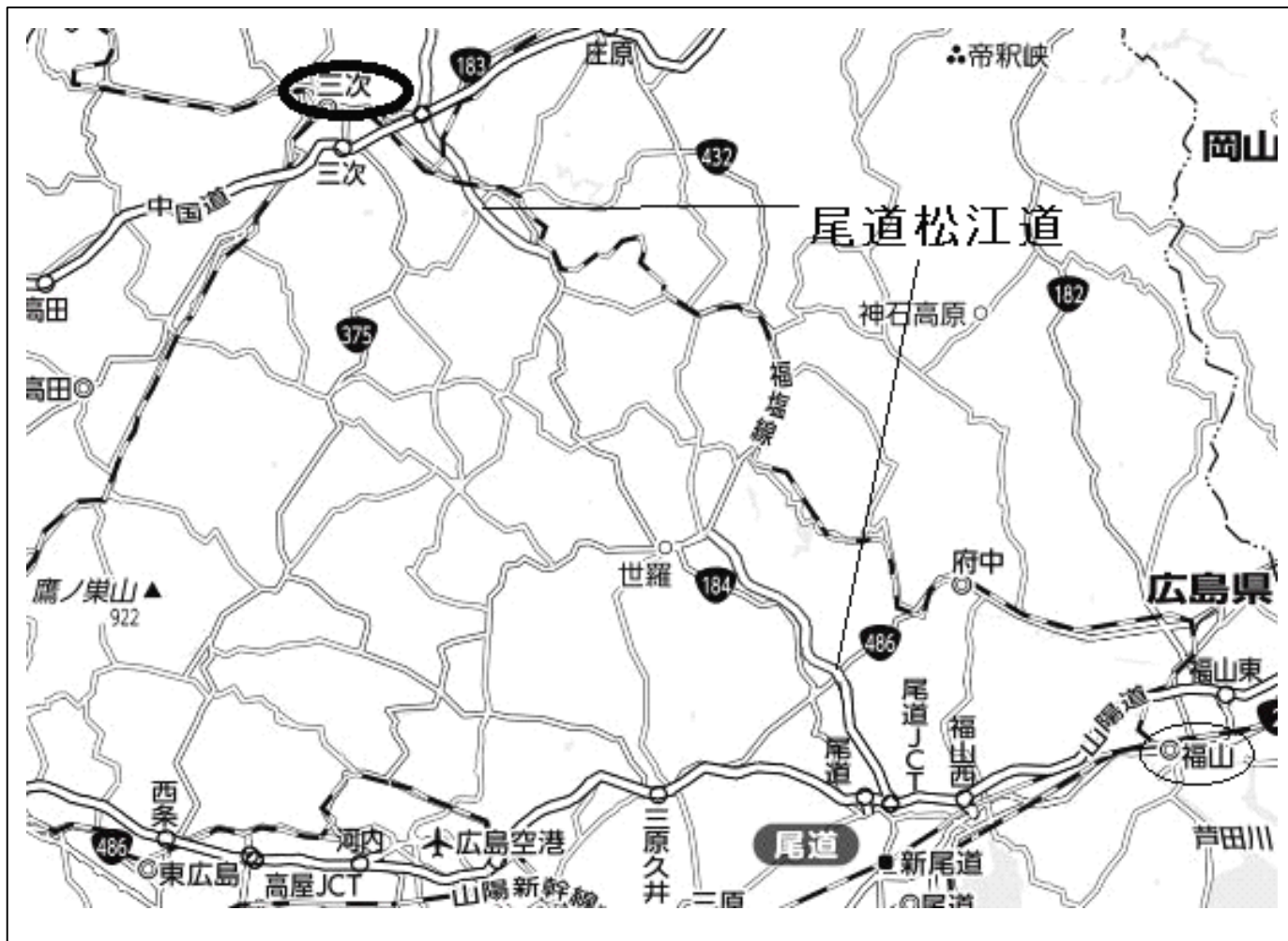
下本谷遺跡測量図（広島県史考古編より）



建物は全て掘立柱建物で、瓦が出土していないため板葺か檜皮葺と推定される。建替えは四時期がみとめられる。I期はSB七五〇三・SB七五〇七・SB七五〇九で、建物棟方向に統一性がなく、柵をともなっていない。II期はSB七五〇一・SB七五〇二・SB七五〇五・SB七五〇六・SB七五〇八・SB七五〇九・SB七五〇一〇の各建物とSA七五〇一・SA七五〇二・SA七五〇三・SA七五〇四・SA七五〇五の各柵で、建物の配置がこの時期で整っている。III期はSB七五〇五・SB七五〇六・SB七五〇八・SB七五〇九と柵で、SB七五〇一〇は柵になり、SB七五〇五・SB七五〇六は少し西に寄り、SB七五〇八は東へ寄っている。IV期はSB七五〇五・SB七五〇六・SB七五〇八・SB七五〇九と柵がある。以上の遺構から南面するSB七五〇九を中心に中軸線の方位は、N二二度三三分E（Nは磁北）で、SB七五〇一・SB七五〇二・SB七五〇五・SB七五〇六・SB七五〇八・SB七五〇一〇・SA七五〇一・SA七五〇二・SA七五〇三・SA七五〇四・SA七五〇五はほぼ同方向であり、企画性がみとめられ、発掘調査箇所が郡衙の庁院部にあたるかすれば、SB七五〇九が庁屋、SB七五〇五・SB七五〇六が向屋、SB七五〇八が副屋に比定される。（なお、建物はSB、柵はSA、土壌はSKの記号をもって示されている）遺物には須恵器の杯蓋・杯身・高杯・鉢、平瓶・甕、土師器の杯・蓋・盤、緑釉陶器などがある。（広島県史考古編より）



メモ



 **備陽史探訪の会 事務局**

〒720 - 0824 福山市多治米町5 - 19 - 8

TEL&FAX 084 - 953 - 6157

E-メール info@bingo-history.net

公式ホームページ

<http://bingo-history.net>